

埼玉県営繕工事における「週休2日工事」に係る事務取扱要領

1 目的

本要領は、埼玉県が発注する営繕工事において、他産業と遜色のない建設業の働き方の実現に向けて「週休2日工事」に取り組むものとし、実施に当たり必要となる事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日工事

「現場閉所型」又は「交替制」により週休2日の実施に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

(2) 現場閉所型

対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休2日に取り組む方式をいう。

1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2日/7日））を行うことをいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているものとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行う場合は、同一の週内において現場閉所（現場休息）日を振り替えるものとする。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日））以上を行うことをいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日とした場合であっても現場閉所（現場休息）率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日））以上を行うことをいう。

2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所した状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとする。

4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5) 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日の選定又は祝日を充てることができる。

なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人及び監理技術者等の休日と連動するものとする。

(3) 交替制

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

1) 週休2日

①完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上確保する状態をいう。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上確

保する状態をいう。

ただし、月単位の週休2日（4週8休以上）の判断に当たり、1か月を通して特定の曜日を休日とした場合であっても休日率が28.5%に満たない月については、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月については、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日

対象期間において、対象者の休日率が、28.5%以上確保する状態をいう。

2) 対象者

当該工事に係る元請企業及び施工体制台帳記載の下請企業（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の者は除く。

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

4) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については工事着手日から工事完成日までの期間とし、下請企業については施工体制台帳上に記載された工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

3 対象とする工事

週休2日工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことも可能とする。

＜対象外工事の例＞

- ・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等】
- ・対象期間が1週間未満の工事

4 多様な働き方の取扱い

受注者が、1年単位の変形労働時間制（＊）の活用等により、当該工事における週休2日の確保と同等の休日等を契約工期外を含めて設定し、契約工期内において所定の休日を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事において週休2日工事を達成したものとみなす。

＊ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

5 対象工事である旨等の明示

発注者は、特記仕様書に別紙1のどちらかを記載する。

6 監督員への報告

受注者は週休2日工事に取り組み、その実施内容を監督員に報告する。

- ・ 施工計画書又は工程表に取組内容を記載する。
- ・ 工事完成時に様式1（「週休2日取組報告書」）により週休2日工事の実施状況を監督員へ報告する。

7 工事成績評定

工事成績評定における加点は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

8 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

本要領は、令和8年10月1日から施行する。

埼玉県営繕工事における「週休 2 日工事」に係る事務取扱要領特記仕様書等記載例

(週休 2 日工事の対象の場合)

週休 2 日工事

『埼玉県営繕工事における「週休 2 日工事」に係る事務取扱要領』に基づき、受注者は週休 2 日に取り組み、実施内容を監督員へ報告するものとする。取扱要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/syukyu2modelkenchiku.html>

(週休 2 日工事の対象外の場合)

週休 2 日工事

本工事は『埼玉県営繕工事における「週休 2 日工事」に係る事務取扱要領』の対象外とする。